

# 知ってますか？ 預金保険制度

知らなきゃ損する

いしかわ暮らしのマネープラン

預金の分類		対応策
預金保険制度の対象預金	決済性預金	●利息がつく普通預金 ●定期預金 ●元本補てん契約がある金銭信託(ビッグ等の貸付信託) ●預金を用いた確定拠出年金等
	一般預金等	
預金保険制度の対象外預金	外貨預金・譲渡性預金・ヒット・スーパーヒット等	全額を保護 金融機関ごとに預金者1人あたり、元本1000万円までとその利息等が保護 【元本1000万円を超える部分は、破たんした金融機関の財産の状況に応じて支払われる(一部カットされることがある)】
		保護対象外 【破たんした金融機関の財産の状況に応じて支払われる(一部カットされることがある)】

## 金融機関が破たんした場合

先月、日本振興銀行が破たんし、初めて「預金保険制度」のペイオフが発動されました。今回はこの預金保険制度について解説します。

ペイオフとは、金融機関が破たんした場合、その金融機関を清算して預金を払い戻す処理方法のことです。

私たちのお金を預かる銀行は、万が一の倒産に備え、毎年預金量の一定割合を「保険料」として「預金保険機構」に支払っています。仮に金融機関が破たんした場合、この「預金保険機構」が金融機関に代わって元本1000万円までとその利息を上限に預金者に支払ってくれます。こうした預金者に対する保険金支払のことを、一般的にペイオフと呼んでいるのです。

金沢にも支店がある破たんした日本振興銀行の場合、個人は定期預金だけを利用していたので、元本1000万円までと利息は保護されますが、全国全体の約3%に当たる人が1000万円を超えていたようですから、その場合の預金は一部カットされることとなります。

## 金利が変更される場合も

元本1000万円までとその利息が保護されるとはいっても、預入時期によっては、利息が満額

保証されるわけではありません。預入時に高金利だった場合、破綻してから8カ月はその金利が保証されますが、8カ月以降、「受け皿銀行」(第二日本承継銀行)に譲渡(平成23年5月予定)された後は、「受け皿銀行」の金利で計算されるので、金利は下がることになります。

つまり「受け皿銀行」に譲渡されるまでに満期を迎える人は、預入時の高金利の利息が保護されます。満期が譲渡後になる人は、譲渡日以降の金利は受け皿銀行の金利が適用され、利息は保護されますが、減るわけです。また、預金の引き出しが可能になって直ぐに解約すると中途解約利率で利息が計算され利息は減りますが、利息は全額保護となります。

金融機関が「預金保険機構」に支払う平成22年度の保険料は、昭和46年の預金保険制度の発足時と比べると、約14倍になっています。当座預金や利息がつかない普通預金などの決済用預金は0.17%、定期預金などの一般預金等は0.082%です。預金に保険が掛けられているということは、預金者も保険料を負担していることになるわけです。



暮らしのマネープラン  
相談センター所長

サーティファイド  
ファイナンシャル  
プランナー 高橋 昌子

## あなたの暮らしと財産を守るパートナー

■トータルマネープラン …………… 4回/3万円

(住宅ローン、保険、年金などの総合的アドバイス)

■マイホーム資金計画・住宅ローン 4回/3万円

(無理のない予算、購入時期、最適のローン等アドバイス)

■住宅ローンの見直し …………… 2回/1万円

(見直し・借り換えの効果、借り換えローン等アドバイス)

■生命保険の見直し …………… 2回/5000円

(保障内容の分析、加入・見直し、商品選択等アドバイス)

■年金・老後資金プラン(退職準備) 4回/3万円

(個人年金、役立つ金融商品、退職後の各種手続き等アドバイス)

■相続に関する相談 …………… 5回/5万円

(遺産整理、相続対策、遺言書、相続手続き等のアドバイス)

※予約が必要です。

※回数は目安です。



金沢市広岡1-3-1 シャンブル18(2F) 暮らしのマネープラン相談センター

☎076-232-2038

(株)FPサポート研究所 <http://www.fpsl.co.jp/>